

平成29年第4回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成29年12月18日（月）

場所：大曲庁舎 議会応接室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成29年12月18日（月曜日） 午前11時10分～午前11時20分

---

会 場： 大仙市役所 3階 議会応接室

---

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：今野功成

次長兼財政課長：舩谷祐幸

総務課長：福原勝人

財政課主幹：佐藤 大

中仙支所長：佐藤吉一

---

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀 江 孝 明

---

審議案件

第1 議案第182号 損害賠償の額を定めることについて

---

午前 11 時 10 分

○委員長（金谷道男） 委員各位、及び職員の皆様には、本会議休憩中のところ、お集りいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元の審査表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局からあいさつをお願いいたします。今野総務部長、お願いいたします。

○総務部長（今野功成） 委員の皆様におかれましては、本会議休憩中のところ委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。本日は、先ほど上程させていただきました、公用車の事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、ご審議をお願いするものであります。この後、総務課長より内容を説明させていただきますが、本日、説明職員として、総務部次長兼財政課長の他に総務部財政課管財班長、佐藤主幹と中仙支所の佐藤支所長を同席させていただいております。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより審査いたしますが、説明は座ったままで結構です。

---

○委員長（金谷道男） 議案第 182 号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、議案第 182 号「損害賠償の額を定めることについて」ご説明申し上げます。資料は No.6 追加議案書の 2 ページをお開き願いたいと思います。

本案は、職員が起こした交通事故により、株式会社キカワに対して与えた損害を賠償するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決をお願いするものであります。

本件、交通事故は、去る 10 月 30 日の午後 2 時 45 分、中仙地域長野地区の高畑地内の国道 105 号で発生しております。お手元に別途配布させていただきました資料、総務

民生常任委員会追加提出議案関係資料と書かれている資料の1ページをお開き願います。

中仙支所市民サービス課の職員が運転する公用車が図の左の大曲方面から右側の角館方面に走行中、センターラインを越え、対向車線に進入し、停車中の相手方車両と正面から衝突したものであります。事故の原因につきましては、居眠りとの報告を本人から受けております。相手方の運転手は、衝突される直前に対向する公用車がセンターラインを超えて走行車線に進入してきたため、危険を感じ、道路脇に停車し、退避していたとのことであります。資料の2ページをお開き願います。こちらは、当日の事故状況の写真であります。白の車両、クリーニングの表記がある営業車が相手方の車両であります。それに対し、シルバーの普通車が公用車であります。共に車体の前方部分が大破いたしました。幸い、相手方車両の運転者にケガはありませんでした。また、職員につきましても、顔面の擦り傷、胸部の打撲などの怪我はありましたが、大事には至っておりません。改めまして資料No. 6の議案書2ページをご覧ください。本案は、ただ今ご説明申し上げましたとおり、交通事故により、相手方であります株式会社キカワに対しまして、109万4,140円の損害を与えたことから、これを賠償するものであります。賠償額の内訳につきましては、車両の補償額が91万円、これは車両の評価額と同額であります。このほか、代車費用1ヶ月分17万100円、レッカー費用1万4,040円であります。なお、本件に係る過失の割合は、10対ゼロで、全てこちらの過失として、損害の全額を賠償するものであり、損害賠償保険によって、支払うものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

○委員長（金谷道男） 当局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） この事故って、今おれ、こういうふうには損害どか出てきたども、今までもいつも議運であれば、ちょこちょここと説明しにえば書面で、ぶつかったとか、ちょこちょこあるんだけれども、今回、居眠りだということだしども、まず年間通してよ、数で公用車あるから分かるでも、今なして、こういうふうに出てきたもんだか、そう思って、今までもこれちょこちょここと保険で出てきてらったしべた、今だけ、なんでおれ、こういうふうに出てきたべがなと思って、まずこの1点、はい。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） 賠償事件につきましては、100万円までは、当局、市長に委任されておりまして、これは、その事後には、議長報告として専決処分報告をさせていただいておりますが、今回の事案は、賠償額が100万円を超えましたので、議決を要するということから、今回の提出とさせていただいております。

○委員長（金谷道男） いいすか。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 第一点は、相手方への補償は分かりましたが、こちら側の車の損害等についての措置はどのようになったのかということ、もう一点、それから、かなりこの間、いろいろイベントなども続きまして、職員は休みなく動いていたというふうな、そういった時期でしたので、事故報告もこれ以外にもあったわけですが、この間のこの居眠りが原因だと、本人の申し出は、そのようでありますけれども、うっかりとか、ちょっと後を脇見してしまったとかというふうなことによる事故のようですけれども、職員の皆さんの休憩というふうなあたりは、しっかり取られる状況になっていたのかどうか。その辺、ちょっと。

○委員長（金谷道男） 総務課長。

○総務課長（福原勝人） まず一点目の公用車のその後でございますが、公用車も廃車となっております。しかしながら、これにつきましても車両保険に加入しておりましたので、残存価格55万円の保険金が、こちらにありております。その内、50万円をもって、新たな中古の車両を購入いたしまして、公用車を補充しております。また、二点目、職員のきちっと休憩が取れておるような状況にあるかということに関しましては、一般論としては、休憩を取るようにしておるということでございます。それから今回の件に関しまして、中仙支所の市民サービス課の職員につきましても、事故当日、月曜日でございます。その前の土日は勤務をしておりませんので、十分な休養が取れているものというふうに考えております。

○委員長（金谷道男） いいすか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 他に質疑が無ければ、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

本案は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(金谷道男) 以上で、本日、付託された事件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長(金谷道男) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前11時20分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男